

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。  
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。  
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○伊藤主査 次に、尾辻かな子さん。

○尾辻分科員 おはようございます。立国社の尾辻かな子です。

国土交通の方で質問させていただくのは初めてとなります。大臣、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、時間も限られておりますので、質問に移っていききたいというふうに思います。

私の方からも、まずはバリアフリーについてちよつと議論をさせていただきたいというふうに思っております。

私も、実は議員になる前は介護施設などで働いておりました。介護現場でやはり外出支援とかさせていただくときは、その外出先で、本当に車椅子用のトイレがあるのだろうかとか、施設に段差はないのだろうかとか、かなり下見をしてやらないうような外出ができない、こういうような状況を現場で感じてまいりました。まさに、これから高齢社会になる、そしてパラリンピックも目前

に迫った中で、バリアフリー政策を前に積極的に進めていくことが求められているというふうに思っています。

そこで、まず大臣にお聞きをしたいと思います。このバリアフリー、本当に大事なものだと思っておりますけれども、大臣からも、そのバリアフリーについての大臣の思い、そして認識など、大変恐縮ですが、簡潔にお聞かせいただければと思います。

○赤羽国務大臣 バリアフリー政策、私も初当選以来、二十年以上かかわってまいりました。

私の今思っていることは、バリアフリー政策は、福祉政策という観点で行うのではなくて、バリアフリーが当たり前の世の中をつくるんだという視点で取り組むということが一番大事だというふうに思っております。

特にことしは東京オリパラ競技大会の開催年でもありますし、この東京オリパラのレガシーが共生社会の実現ということを掲げている以上、ユニバーサルなデザイン、バリアフリーの社会づくりが大きな飛躍ができる一年にしなければいけない、こう思っております。

そういう意味で、今通常国会では、ハード対策に加えて心のバリアフリーに踏み込んだ法案の改正案も提出をしておりますし、先日も、新幹線のバリアフリー、これは、多くの世界じゅうのパラリンピアン、また、応援する方が来られたときに恥ずかしくないような状況という思いで新幹線のバリアフリー、しっかりと前に進めてほしいという検討会も進め、先日も現地に足を運んだところ

でございます。

いずれにしても、大事なことは、高齢者の皆さんですとか障害者の皆さんの声をしっかりと聞きながら、ハード、ソフト面、両面に立って、そういう人たち、我々も含めなんですけれども、その立場に立ったバリアフリーづくりをしつかりと進めていくという決意で臨んでいきたいと思っております。以上です。

○尾辻分科員 思いは聞かせていただきました。

では、具体的に、バリアフリーを進めていく中で課題になっているところを議論させていただきたいというふうに思います。

一つは、空港アクセスバス、いわゆるリムジンバスとも呼ばれますけれども、これのバリアフリー化についてお聞きをしていきたいというふうに思います。

乗り合いバス、こちらのバリアフリー化は全国平均で五八・八％。私の地元の大阪市でありますと、バスは全てノンステップバスというふうに変わっております。ただ、その一方で、空港アクセスバスはやはりなかなか進んでおりません。

私も、地元の障害者の団体の方々から、とにかく空港のアクセスバスが車椅子でなかなか使えないんだということで声を聞いておりますし、DPI、障害者インターナショナル日本会議さんの、こちらの最重要課題として取り上げられている中に、世界におくれた三課題の一つとして、空港アクセスバス、長距離バス、定期観光バスのバリアフリー化というふう指摘をされております。なぜ空港アクセスバスのバリアフリー化がこれだけ

おかれているのかということについては、原因の一つとしては、移動等円滑化基準適用除外認定車両として、バリアフリーの整備義務がないことなども挙げられております。

まず、現状どうなっているのかということをお聞きしたいと思います。

**○赤羽国務大臣** 今、尾辻委員お話がございましたように、移動等円滑化基準の適用除外につきましては、これは、席の下、床下に収納スペースを設けるといった必要があるバスについて低床化が実際に物理的に困難であったということで、そうした場合には、運輸局長等が認定した車両についてはバリアフリーの基準の適用を除外することができるといったことが盛り込んであった。それは現実的な対応だったと思いますが、その結果として、御指摘のように、空港アクセスのバスのバリアフリー化というのは大変おくれておりました。

具体的に申し上げますと、三年前の平成二十八年度の時点では、羽田空港の二台のみ、リフトつきバスが導入されたのは二台のみでございました。令和元年の十二月、昨年十二月現在では、羽田空港、成田空港、関西国際空港、伊丹空港、高松空港において計十七台が導入されています。また来年度には、羽田空港、成田空港、関西国際空港、長崎空港で従来のリフトつきバスが導入をされ、計二十七台になる予定でございます。加えて、ちよっとまだ、いつとは確定しておりませんが、関西国際空港で更に一台のリフトつきバスが導入され、計二十八台となる予定でございます。

私も先日、十二月にエレベーターつきのバスの乗降体験もし、実は以前から、平成三十年の三月にバスタ新宿に行きまして、車椅子をリフトへ乗せて乗降するのも視察をしてみたいと思って、その有用性は確認をしているところでございます。

いろいろ障害があるかと思いますが、先ほど申し上げましたように、ことしは東京オリパラの大事な一年でもございますので、鉄道駅に直接アクセスしている例えば中部国際空港なんかは比較的バリアが少ないんですけども、そうじゃないようなところは特にこうしたリフトつきのバスを優先的に入れていただけるような支援策も講じていきたいと思っておりますし、そうしたこともそれぞれの空港会社に申し上げていきたいと思っております。

**○尾辻分科員** 徐々に導入はされてきているということだと思いますが、これは大体全体の何%ぐらいに当たるのかというような数字などお持ちでしょうか。

〔主査退席、秋本主査代理着席〕

**○一見政府参考人** お答え申し上げます。

徐々にリフトつきバス等は導入はされておりますが、全体で申し上げますと、まだ導入は低調でございます。

例えば、羽田空港、成田空港、これはバスの総便数が約千二百便ございますが、リフトつき等のバスの運行便数は、羽田で十四便、成田で十四・五便ということですので、二・四%でございます。関西国際空港、伊丹空港につきましては、総便数が千便ございますが、リフトつきバス等の運行は

一・一%、こういう状況です。

ちなみに、高松空港では二・六%あるいは五・一、これは季節によって違います。二・六から五・一%の運行状況でございます。

**○尾辻分科員** パーセントで見ると、二%とか一%とかやはり非常に少ない、便数の中の割合でいうと少ないということがわかりますので、やはりこれは何かしら数値目標なども必要じゃないかというふうに感じております。

さらに、私、地元の関西空港や大阪の空港のリムジンバス、車椅子対応車両になりましたということ。報道資料を見せていただきました。これで見ると、使い方、乗られる際は実は前日の夕方までに連絡をしてくださということになっております。これは多分、新幹線の時もあつたと思うんですけど、前日までに連絡をしないと、リフトつきバスとか車椅子対応車両、これはエレベーターのときもありますけれども、こういうのが何か乗れないというのにはさすがにいかげんものかなという、まあ、オペレーションの問題はあるかと思うんですが、やはりこの辺も課題じゃないのかなというふうな思っております。

ですので、大臣、ここはやはりきちっと数値目標を定めたり、私はやはり、移動等円滑化基準適用除外認定車両の廃止を見越していくことや、バリアフリーの整備義務、補助金、また新車購入時はバリアフリー車両の導入とか、この辺、もう少し政策を前に進めるべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

**○赤羽国務大臣** 国交省に設置をしております。バリアフリー法及び関連施設のあり方に関する検討会、これは、学識経験者ですとか高齢者、障害者団体、事業者団体の方から、さまざま専門的また現場の具体的な御意見をいただいております。今、尾辻委員から御指摘があったように、適用除外認定自動車についてということが理由でバリアフリー化がはかばかしているという指摘や目標値を設定してほしいという、そうした意見がございました。

こうした御意見を踏まえて、本年一月二十日に、バリアフリー法及び関連施設のあり方に関する検討会の二〇二〇報告書というものを公表したところでございまして、今後、その中で、乗り合いバス車両の今後の対応策として、一つは、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準の適用除外認定の見直しも含めたリフトつきバス等の導入を促進するための仕組みを検討することというのが一つと、二〇二一年度以降の目標の策定の際に、空港アクセスバス等に関する新たな目標の設定を検討することということが盛り込まれたところでございまして、この報告書を受けて、しっかりと省内で検討を進めていきたいと考えております。

**○尾辻分科員** しっかりと進めていただきたいというふうに思います。

もう一つ、バリアフリーのことをお聞きしたいと思えます。レンタカーのことです。これも、私、地元の障害者団体の方としゃべっていて、レンタカーがなかなか借りられへんという話をしておられるんですね。その方は車椅子ユ

ーザーの方なんですけれども、いわゆるレンタカーを借りようとしたときに、そういう方であれば手動運転装置付きのレンタカーが必要になるんですけれども、日本のいわゆるレンタカーの大手のところには、こういう手動運転装置付きのレンタカーがほとんどないというふうに聞いております。まず、この辺の現状は把握しておられますでしょうか。

**○一見政府参考人** お答え申し上げます。

大手のレンタカー事業者、これは大手五社がございまして、五社で全事業者が所有している車両に占める割合は六〇%近くございますが、ここに聞き取ったところによりますと、手動運転装置付きの車両を所有している事業者はございませんでした。

**○尾辻分科員** 大臣、ないということなんですけれども、いかがでしょうか。

**○赤羽国務大臣** 今、ないという報告は局長から答弁したとおりでございます。

ちよつと、いろいろ、今回の質問もありましたので調べてみたところ、個々の障害を持たれていらっしゃる方の障害の状況と程度というのは、これは一般的に言ってもそうなんですけれども、さまざまございまして、私もバリアフリー政策に長年かわわつてくると、障害の種類によって、よかれと思つてやったことがかえってバリアを高くするといふようなこともございました。

そして、このレンタカー事業者に対して、今我々の考えが、一律に器具を常設させるといふ考えというよりも、障害者の皆さんがみずから所有す

る手動運転補助器具をレンタカーで使用できるようにというふうな考え方で進めていった方がより現実的ではないのかと。運転免許に、それぞれ、その障害に合わせて付された条件があるというふうに承知をしておりますので、その条件を踏まえて、それぞれのレンタカー事業者の現場で適切な対応ができるように徹底するように指導を進めていきたい、こう考えております。

そうしたことを踏まえながら、多分知見が集まってくると思いますので、その中で、より改善すべきところがあれば不断の改善努力はしていきたい、こう考えております。

**○尾辻分科員** 大臣おっしゃっていたように、手動運転装置つきとなると確かに厳しいかもしれませんが、取り外し式の手動運転装置などもありますので、やはり試験的に例えば導入するとか、今、やはりそういう団体の皆さんがどういふふうにしてそれで苦労されているのかとか、もう少しやはりここに対してアンテナを立てて状況を把握していく。そしてさらに、やはり誰もがレンタカーで移動できるというような状況をつくっていくことが大事だと思いますので、しっかりと取組をお願いしたいというふうに思います。

バリアフリーの議論は以上とさせていただきます。次は、ちよつと大阪のIRのことについてお聞きをしてまいります。

まず、この間、さまざまなことがありました。現職衆議院議員の方が逮捕されるというような、もう十年ぶり、そんな大きな出来事もあった中で、本当に、IR、このまま進めていいのかという声

は地元大阪からもかなり出てきております。そのことについて順次伺いをしていきたいというふうに思います。（発言する者あり）

うるさい方がいらっしやるんですが、注意していただけますか。

○秋本主査代理 ちよつと静かにしていただきませうようにお願いいたします。

○尾辻分科員 私の時間ですので、よろしくお願ひいたします。

政府のIR基本方針、これは、方針の策定がおくれるということ聞いております。いつ決定されるのか、そして、なぜおそれているのか、この辺についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○秋川政府参考人 お答え申し上げます。

基本方針につきましては、IR整備法の規定に基づきまして、カジノ管理委員会を含めました関係行政機関との協議を行い、その上で、IR推進本部の決定を経た上で策定、公表することとしております。

現在はその関係省庁との協議の段階なんですけれども、カジノ管理委員会や国会での御議論を十分に踏まえて丁寧に進めることにしております。基本方針の策定の時期につきましては、現時点では決定をしております。

〔秋本主査代理退席、主査着席〕

○尾辻分科員 まだ決定されていないということですが、まだ方針は方針案のままであるということですね。

国会審議の中で、接触ルールを入れるという話が出てきております。これも確認です。今出てい

る基本方針案に接触ルール、事業者との、職員とかな、接触ルールを入れるということですね。でも、よろしいでしょうか。

○秋川政府参考人 IRの基本方針につきまして、今後、自治体による事業者選定など具体的な手続が始まるという段階であります。なので、カジノ管理委員会などの意見を踏まえまして、今御指摘ありました接触ルールについて、盛り込むことを検討しているところでございます。

○尾辻分科員 この接触ルールが一体誰と誰を縛るのかということも、これは非常に大事だと思っております。事業者とその担当職員だけなのか、それとも、IR事業者関連という、代理店のようなことをしている方や、ロビイストみたいな人もいますし、コンサルタントもいます。また、公職者などもいるわけですけども、こういった人々が入ってくるのかとか、また、その接触ルールに違反した場合に、相手方を公表したりとか事業者の応募無効、こういう罰則を入れたりするのか。これは今どうなっておりますか。

○秋川政府参考人 今御指摘いただきましたようなことも含めて、基本方針にどのように位置づけるかということについて今検討中でございます。カジノ管理委員会の意見や国会での御議論を踏まえて検討を進めてまいりたいと思っております。

○尾辻分科員 大阪は基本方針が決まる前からどんどん進んでいるわけですけども、例えば大阪府市のIR推進局における事業者対応等指針についてでは、実は、公職者等からの要望等の記録というのものもあるんですね。実は、平成三十一年二月

四日、大阪府議会の上島一彦議員がIR推進100社会との面会依頼をしたということで公表されています。この方は大阪維新の会の府議団の政調会長をしています。

これは確かに公表はされているんですけども、罰則はありません。ですから、こういう、本当に実効性のある接触ルールというのはどういうものになるのか。それは、ただ公表すればいいのかということ、これでいっても、ただ公表されるだけで終わっているわけですから、実効性ある接触ルールというものが、それが非常に大事になるかと思ひます。（発言する者あり）

済みません、ちよつと質問の邪魔になるので注意していただけますか。

○伊藤主査 不規則発言は慎んでいただければと思ひます。

○尾辻分科員 今、大阪はどういう状況になっているかという、基本方針が定まっていないうちに参加資格申込みというのが進んでおまして、二月十四日に大阪府がIR事業者の参加資格審査結果というのをもう公表しております。そして、応募者の数は一社であった。応募者の名称は、MG・オリックスコンソーシアム、MG Mリーゾ・インターナショナルとオリックス株式会社ということ、大阪は事実上カジノ事業者が決定した状態になっております。

本来は政府の基本方針が固まってから、実施方針の策定、自治体の公表があって、そしてIR事業者の公募選定に行くはずが、これ、順番が逆転しているというふうに思ひますが、このような逆

転は許されるものなんでしょうか。

○**菟川政府参考人** 現在、今委員から御指摘があった自治体以外の自治体も含めて、I R区域整備計画の認定申請を予定又は検討しておられる自治体において、さまざまな検討や準備が進められているものと承知しております。

今後、基本方針が正式に決定された後に、これに即した適正な手続を進められていただくことになるというふうに考えております。

○**尾辻分科員** それはどこで決まっていることなんでしょうか、基本方針に即した形でやってみようとかですね。もう少し詳しく言ってください。

○**菟川政府参考人** I R整備法におきまして、都道府県等は、その事業者を選定するに当たって、基本方針に即して実施方針を定めるということになっていきます。同じ法律の中で、都道府県等は、実施方針に即して、民間事業者を公募の方法により選定するというようになっております。

ですので、基本方針、昨年パブリックコメントでオープンに内容を見ていただいていますけれども、最終的に確定した後に、即しているものになっているかどうかというのを御確認いただくということになると思います。

○**尾辻分科員** いや、おかしくないですか。だって、事業者はもう決まっているんですよ。まだ方針案は決定されていないんですよ。でも、即して定めなければならぬ。本当であれば、前段階で基本方針が決まってるから事業者を公募しなければいけない、そういうものじゃないんですか。

○**菟川政府参考人** 大阪府市の場合は、今御指摘

いただいたように、応募されている事業者が一人ということでは認識しております。

ただ、今から大阪府の方で適切な事業内容なのか等々、選定手続に入ると思いますので、現時点で事業者が完全に決まったという段階ではないというふうに承知しております。

○**尾辻分科員** 事実上決まったという言い方を私もしております。

結局、これは順番が逆になっても結局大丈夫なようになっているんですよ。

本来の、I Rでこんないろいろなことがあつて、慎重に進めなければいけない、接触ルールも入れなければいけないと言っているのに、自治体は、基本方針が政府が決まっていけないのに、もう既に事業者の事実上決定しているなんということが許されるようなやり方をやっていること自身が問題じゃないですか。これは抜け穴だらけなんですよ。ほかに抜け穴があります。（発言する者あり）

○**伊藤主査** 御静粛にお願いいたします。

○**尾辻分科員** I R整備法では、第十二条で地元協議会を設置できるという言い方、実施方針の策定とかいろいろなことをやるときに、これはできるになっているんです。本来、必須にしなければいけないと私は思うんですけれども、なぜできるという言い方になっているのか。ここを御説明をお願いします。

○**菟川政府参考人** I R整備法におきましては、さまざまな手続を進めるに当たって、立地市町村それから地元の公安委員会の意見を聞くというこ

とになっております。状況に応じて協議会を設置する場合には、その協議会の意見を聞くこともできるということなので、協議会の設置は任意というふうに法律で位置づけられているところです。

○**尾辻分科員** そうなんです。

結局、だからこれも任意にしたために、大阪は協議会を設置していないんですよ。協議会を設置せずに、もう事実上事業者が決まるころまでやってきた、こういうプロセスが、私、これは非常に問題があると思います。

結局、公募選定のプロセスも抜け穴だらけじゃないか。それで、では協議会なしで大阪がどのような議論してきたかということであると、今問題になっている500ドットコムジャパン、500ドットコム社があります。

実は、二〇一七年十月二十六日、中国を本拠地とする500ドットコム社及び日本人である500ドットコムジャパン株式会社は、日本におけるギャンブル依存症研究への取組を発表。NPO法人依存学推進協議会との共同研究、研究助成金の協力などを実施する。

大阪のI R基本構想をつくったI R推進委員会は、この依存学推進協議会のメンバーである谷岡一郎氏が全十一回中十回まで、そして勝見博光氏は第七回まで、推進委員会のメンバーをしています。

これは、質問のときにちよつと調べたら、勝見さんという方はグローバルミックス社の代表取締役で、この会社は統合型リゾートI Rのコンサルティングカンパニー、取引先には、ゲンティン、

メルコ、シザーズ、ラスベガス・サンズなどがホームページに記載をされています。

500ドットコム社と共同研究、共同助成金など一緒にしてきたNPOのメンバーでIR企業のコンサルティングをしている会社の取締役が、こうやって推進委員会に入って大阪のIRを前に進めてきた。それも、この依存学推進協議会の谷岡氏と勝見氏がこうやって推進会議の中で意見を述べていた時期は、500ドットコムがこのNPOと接触し、先ほど言った共同研究を掲げていた時期と重なっているんですね。そのシンポジウム、500ドットコム社の方も出たやつには、当時の内閣官房内閣審議官ギャンブル等依存症対策推進チーム副チーム長の中川真氏も出ておられたりしているということなんです。

さらに、このNPOは、二〇一三年のホームページを見ると、理事に溝畑宏氏、大阪の観光局の理事長でIR推進会議の座長でIR選考委員会の委員、こういう人が大阪の事業を推進している。

結局、これからわかることは、ギャンブル依存症までも500ドットコム社やIR関係者、推進派の研究者に取り込まれて、大阪のIR関連の会議にも深くかかわっていたということがわかるわけです。

これで、いや、今、基本方針、接触ルールをやりますと言っても、地元はこういう問題があるわけです。今やはりやらなければいけないのは、もう一度しっかりプロセスを見直して、抜け穴をなくしてやらなければいけないと思えますが、再度、いかがですか。

**○菟川政府参考人** 今御指摘ありましたその大阪の推進会議というのは詳細を承知しておりませんが、これは法律に基づく手続の組織とは関係ないというふうに理解しております。

いずれにいたしましても、IR整備法に基づき、自治体におきましては、公聴会の開催や議会の議決など地域の合意形成のための手続が義務づけられておりますので、こういう手続をしっかりと経て、地元の住民の十分な理解を得た上で認定申請を行っていたいただきたいというふうに考えております。

**○尾辻分科員** こういうこともありまじ、例えば、では今、大阪でどういうことがあるのか。

このMG Mは、エヴェツサというバスケットボールがあるわけですけれども、プラチナのスポンサーになりました。スニーカーコンという、スニーカーの展示会みたいな、若者がたくさん来る、そういうイベントのスポンサーにもMG Mが出ております。

広告規制があるというふうにおっしゃっていただけますけれども、実際は、私もヒアリングで聞きましたけれども、カジノの部分だけの広告を規制して、IR事業者の名前だけの広告は広告規制の対象にならない。ですから、大阪はこういうふうにかジノ事業者が広告で見えるような状態になっているということの一つ指摘をしておきたいと思えます。

ちよつと時間がないので、確認をしていきますけれども、一つ飛ばして、事業期間の話も確認をしていきたいと思えます。

実は、大阪の事業期間というものは三十五年、

募集要項では三十五年、延長期間も三十年とかなり長期間になっているんですね。一方、国は、整備計画の認定から十年、更新して五年ごとということになっています。さらに、大阪府議会、市議会は構成が変わって例えば更新できなくなつた場合は、大阪府、市が事業者とその補償をすることになる。つまり、大阪のIRは三十年続くことが前提になっている。この自治体の募集の仕方は法の趣旨を逸脱していないでしょうか。

**○伊藤主査** 菟川事務局次長。

なお、質疑時間が終了しておりますので、簡潔に御答弁をお願いいたします。

**○菟川政府参考人** IR事業は、長期間にわたる安定的で継続的な実施の確保が必要ということを踏まえまして、実施協定の有効期間につきましては、自治体とIR事業者との合意によりまして、区域整備計画の認定の有効期間を超えた期間を定めることも可能というふうに考えております。

**○尾辻分科員** これもまた抜け穴なんですね。

カジノは、胴元だけがもうかって利用者の金を吸い上げるものです。ギャンブル依存症を引き起こして、その人や家族も不幸にします。ギャンブル依存症のことはまた議論したいと思えますけれども、こういういろいろなことがあつたというところで、カジノを進めるのはやめるべきだということを申し上げて、私の質問を終わりたいと思えます。

ありがとうございました。

**○伊藤主査** これにて尾辻かな子さんの質疑は終了いたしました。